

令和4年11月17日(木)
10:00~12:00
オンライン開催

基本計画への対応について

◎資料1に基づき、資本金1,000万円から2,000万円までの階層における売上高や雇用者数等における層化抽出の検討について、統計委員会企画部会の審議状況等を報告。

◎委員からの主な意見

- ・このとおりでよいと思う。法人企業景気予測調査のQEへの活用については検討すべき。

売上高等を用いた層化抽出の検討について

◎資料2に基づき、売上高等を用いた層化抽出の検討について、試算結果等を説明。

◎委員からの主な意見

- ・売上高は、直近のデータを使う場合には効果があるが、古いデータを使う場合にはどうなるのか更に検討した方がよい。
- ・売上高で層化するのはよいと思うが、誤差率だけではなく、表章する平均値の実数と売上高のバラつきを確認した方がよい。
- ・売上高の水準は業種によって異なる。いろんな業種を兼業している企業で、主業種でない業種の売上高が変動した場合について考えておいた方がよい。
- ・変動する売上高と安定した資本金を組み合わせると大きな精度改善が期待できる。また売上高の把握から回収率の改善も図れるのではないかと。
- ・業種の格付けについても、同じような規模の企業でも業種により売上高の水準が異なり、同一企業で複数の事業を行うケースがあるため、企業の業種格付けにおいては、どの業種を主業種とするのか、また売上高を基準としてよいのか検討しておく必要がある。本来、業種の分類は付加価値によるべきとされており、従業員数の方がよい可能性もある。専ら(一つの)事業を営んでいる企業と複数の事業を営んでいる企業を分け、業種1(専業)、業種2(兼業)と分けるのも一案である。統計の景気動向把握等の目的に照らし、業種ごとの実際の経済活動を表す売上高をよりの確に捉えられるように検討した方がよい。それらの検討を踏まえて、売上高を資本金階層と組合せた形で層別に表章することは将来的な方向として望ましい。
- ・層化については、あまり細かくするのは推奨されない。法人企業統計は、既に資本金、業種、地域等による層化で相当細かくなっており、売上高と資本金の組み合わせは理想であるが、簡単に結論は出さない方がよい。実際は古い売上高が含まれてくることなどもあり、慎重な検証が必要。
- ・現在の資本金階層について、ここまで細かくすることへの要請があるのか十分な検討が必要。
- ・違う方式に進むには本当にできるのかどうかいろいろシミュレーションする必要がある。業種についても主業種と副業種の売上が50対50の場合はどうするかなど検討しておくべき。
- ・資本金階層の区分については、これまでの経緯がある。残して欲しいのは資本金10億円以上で、1億円以上5億円未満と5億円以上10億円未満は一緒にしてもよい。また1千万円未満は残して欲しい。1千万円以上2千万円未満と2千万円以上5千万円未満は商法改正の関係で区分したと思うが、今、必要でないとのことであれば統合してもよい。
- ・標本抽出にあたり過去の売上高で層化することはバイアスが強く疑問がある。追加する層化基準としては名目的な資本金の変動の影響を受けない総資産や純資産がよいのではないかと。売上高は収益認識基準の変更により小売業や手数料ビジネスで大きく影響が出るなどの過渡期であり、ボラティルでもあるので少し危険である。制度変更があったところのデータは影響がでる

ので何年か前のデータを使って検討することも重要。

- ・過去の売上高を層化基準に用いることは真っ当で問題はないが、不安定なものを層化基準とするのは慎重な検討が必要。
- ・総資産や売上高、従業員数についても、どの程度の確率で他の階層に移動しているのか確認しておくべき。
- ・安定して推移することの他に規模を表す変数として適当かどうかということが重要。総資産はかつてリース資産の取り扱いによりうまく規模を表せないということがあった。純資産も魅力的だが捉えられるかどうか。
- ・資本金1億円以下はこれほど細かくする必要があるのか。5千万未満は一つにまとめることができる。中小企業について研究している人に対し必要かどうかということだが、サンプリングと表章は別なので、抽出層を分けなくても比推定を使えば済む。また要望があれば提供するということもできる。再検討した方がよい。
- ・景気把握や税収見積りなどの調査の目的から考えると、小さな資本金階層を細かく区分して意味があるのか疑問がある。抽出時にこれほど細かくする必要はないのではないか。
- ・資本金の層化区分について、1億円は必要。それ以下については1千万円で線を引くかどうか、それ以外はかけるコストに対しメリットがないのではないか。
- ・現在、1億円未満の階層が細かくなっているのは株式会社や有限会社の（最低）資本金・出資金の改正などによるものだけか、今は資本金の縛りがなくなっているので統合には賛成。

減資法人の推計上の対応について

◎資料3に基づき、減資法人の現状及び推計上の対応について説明。

◎委員からの主な意見

- ・調査の目的に照らし、資本金階層毎の結果がどの程度必要であるかということが重要。
- ・乗率の適用については、（標本抽出時に）抽出法人が背後にどれ位の数の法人を担っているのかという考え方に基づくもの。例えば、100分の1抽出であれば、抽出された1法人は100法人に対応する。但し、分社等のように本当に特殊なものはサンプリングから外して全数調査の対象にするという取り扱いもある。そこも含めて検討する必要がある。
- ・減資を含めて極めて特殊だという法人が分かっている場合には、全数調査の対象とする整理の仕方がある。
- ・一般に層が移動する場合には上の層に行ったり下の層に行ったりすることが同じような確率で起こるが、意図的な減資については、今後、資本金が（事業規模に合わせて）戻るということは期待できない。そうするとこれは明らかにバイアスのため、特別な対応が必要。また移動した際の対応と、将来にわたっての取扱いについては、将来に渡りヒストリーを記録する必要性や以前の階層が意味を持つのかということなど、分けて考える必要がある。

（以上）